

議案第 34 号

伊賀市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

伊賀市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を次のとおり改正しようとする。

令和5年2月24日提出

伊賀市長 岡 本 栄

記

伊賀市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

伊賀市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年伊賀市条例第33号）の一部を次のように改正する。

第26条を次のように改める。

第26条 削除

第50条及び第51条第3項中「及び第23条」を「、第23条から第25条まで及び第27条」に改める。

第53条第2項中「を交付又は」を「を交付し、又は」に改め、同条第6項中「を交付又は」を「を交付し、又は」に、「第4項中「」を「「交付する」とあるのは「得る」と、第3項中「前項各号」とあるのは「第6項において準用する前項各号」と、第4項中「第2項の」とあるのは「第6項において準用する第2項の」と、「」に、「「提供を受けない」を「「前項」とあるのは「次項において準用する前項」と、「提供を受けない」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。